

別紙 2 米の提案に関する基準について

米を返礼品として提案する場合は、要領及び別紙 1 に加え、次の基準を適用します。

1 共通基準

- ・関係法令及び食品表示基準その他の表示ルールを遵守すること。
- ・玄米は色彩選別機による選別を行い、精米は精米後に色彩選別機による選別を行うこと。
- ・提案した品種、年産、等級、容量その他の条件どおりに提供し、品質を適切に管理すること。
- ・実際に使用する表示ラベルを提案時に提出すること。未完成の場合は案でもよいが、提供開始前までに完成版を提出すること。
- ・表示ラベルは、名称、原料玄米（産地・品種・産年等）、内容量、精米時期又は調製時期、販売者等を適正に表示すること。

2 小千谷市産米を第 1 号として提案する場合

- ・原料玄米が小千谷市内の圃場で生産されたものであること。
- ・農産物検査を受けた米であること。検査証明書等は提案時の必須添付とはしないが、市が必要と認める場合は確認できるようにすること。

3 提案・変更時の取扱い

- ・年産の切替えは返礼品変更申請の対象とする（市の商品マスター上は新たな返礼品として登録する場合がある。）。
- ・「一等米」等、等級を明示する場合は表示条件どおりの米を提供し、等級変更は事前に変更申請すること。
- ・第 3 号により「玄米の精白」を市内工程として扱う場合、原料玄米は新潟県内で生産されたものに限る。